

国民の利益のために、「公取の暴走」を止めるべし

京都大学大学院教授 藤井聡

公共調達にも「自由競争だ」と言われて久しい。

自由な競争があつて始めて、民間企業は技術開発やコストカットをするのであつて、それを通して、消費者はより安価でより性能の高い商品やサービスを楽しむことができる。一方で、自由競争がなければ、企業は不当な利益を上げてしまうこととなるので、自由競争を保障できなければ、結局、国民は不利益を被る。だから、独占禁止法をより厳密に公共調達の現場にも適用する事が国民の幸福のためには必要だ——今となつては、こうした意見は、その辺の高校生でも常識のように理解しているのではないかと思う。

しかし残念ながら、こうした理解が全て正しいという認識は、世間知らずの青二才の勘違い程度の代物にしか過ぎない。

そもそも「自由な市場」は、多くの企業の退出、すなわち、倒産を促す。それが弱肉強食の自由市場の掟なのだから、潰れる方が悪い、というのが、公取の発想であり独禁法の本質なのだろうが、少なくとも建設産業の場合には、そんな単純な発想は、かえつて国民の幸福に害悪をもたらすことは必定だ。

例えば、数年の間、何かの理由で公共調達の発注量が少なく、多くの建設関連企業が倒産したとしよう。そうすると、建設関連業界の供給力と技術力が低下することとなる。そしてそうなった後に運悪く、地震や水害が起これば、救援も復旧も復興も不能となつてしまう。言うまでもないが、そうなって困るのは一般の国民である。

あるいは、ある政権下で、公共事業が大幅に削減され、多くの建設関連企業が倒産したとしよう。しかしその後、巨大地震リスクやインフラの老朽化という「客観的事実」が社会的政治的に認識され、大規模な公共投資を進めることが「正義」であると、時の政権に認識されるに至ったとしよう。ところが建設業界の技術力と供給力が低下していれば、そうした「正義」は具現化されない。ここでもまた、そうなったときに困るのは誰かといえば、国民なのである。

こう考えれば、「建設業界の供給力と技術力を一定に確保する」ということそれ自身に、公益性、そして「公正性」が宿ることが明らかとなる。

では、どの程度の建設業界の技術力と供給力の確保が必要となるのかと言えば、天災やインフラ老朽化等を可能な限り科学的に考慮しながら、国民全体の長期的利益を最大化を企図しつつ、総合的に判断するしかない。もし、そういう判断に基づいて業者数が多すぎるといふ事になるのなら、多くの企業が倒産することこそが「正義」ということとなるだろう。

ただし、そんな総合的判断が、杓子定規な公取による自由競争ごときで明瞭となるものではない。公取が保証せんとする自由競争がなしうる事は、せいぜい、今年や来年の短期間の発注量に見合った水準に、建設業界の技術力と供給力を短期的に調整するだけのことなのだ（また、当たり前過ぎて付言するまでも無いが、素人集団による1時間程度の“事業仕分け”なぞで、適切な判断が可能となるはずもない）。

だから、公共調達における自由競争の過剰な導入は、建設業界の技術力と供給力の過剰な棄損をもたらし、巡り巡って結局は国民の幸福水準を劣化させる他ないのである。

だからこそ、今求められているのは、過剰な自由競争の進展に歯止めをかけ、建設業そのものを「保護」することなのだ。

繰り返すが、それは決して、建設業者の利益の確保が目的なのではない。

それは国民の利益を守るためにこそ求められているのだ。

この視点をなくした公取の過剰な活動は「暴走」という言葉でしか表現し得ぬものにし過ぎない。だからこそわれわれ日本国民は、そんな暴走を何とか食い止め、国民自身の利益確保のために建設業を「保護」しうる諸制度の探求を速やかに始めねばならないのである。